7-1-5 主 要 経

年次又は年度	卸売物価指数						消費者物価指数			
	総平均	うち		総平均	うち		都市総合	農林総合	東京総合	農村
		生産財	消費財		生産財	消費財	(全都市)	(全国)		
基準年次又は単位	昭27=100			昭 9～11=1			昭35=100	昭32=100	昭 9～11=1	
昭 9～11	—	—	—	1.0	1.0	1.0	—	—	1.0	1.0
20	—	—	—	3.5	—	—	—	—	—	—
21	—	—	—	16.3	16.3	15.4	—	—	—	—
22	—	—	—	48.2	44.8	50.2	—	—	109.1	—
23	—	—	—	127.9	110.8	144.5	—	—	189.0	—
24	—	—	—	208.8	171.4	248.8	—	—	236.9	—
25	—	—	—	246.8	222.1	267.4	67.6	—	219.9	—
26	—	—	—	342.5	341.6	325.2	78.7	—	255.5	—
27	100.0	100.0	100.0	349.2	350.6	328.3	82.6	—	266.1	—
28	—	—	—	351.6	355.3	327.3	88.0	—	286.2	—
29	99.7	96.7	103.6	349.2	342.7	337.6	93.7	—	301.8	—
30	97.9	95.1	101.6	343.0	337.2	330.9	92.7	—	297.4	—
31	102.2	103.5	100.4	358.0	367.0	327.1	93.0	99.9	300.2	—
32	105.3	107.5	102.2	368.8	381.1	333.1	95.9	100.7	308.9	—
33	98.4	97.8	99.3	344.8	346.7	323.3	95.5	97.4	312.1	—
34	99.4	98.7	100.3	348.3	350.0	326.9	96.5	96.4	316.2	—
35	101.3	99.6	103.5	354.8	353.0	337.2	100.0	101.3	328.1	—
36	105.2	105.1	105.3				105.3	107.1		
(年 度)										
26								89.3		
27								92.1		309.5
28								109.1		333.8
29								105.6		358.6
30								101.1		363.0
31	104.9	106.3	101.2				93.7	98.4		367.4
32	103.7	105.3	101.7				96.0	100.0		373.8
33	97.8	97.0	98.9				95.6	96.7		373.1
34	100.2	99.3	101.3				97.3	97.4		380.4
35	101.9	100.4	103.8				101.0	102.8		385.4
36	105.6	105.6	105.7				107.0	109.2		

資料 ： 日本銀行統計局「卸売物価指数年報」　総理府統計局　農林省農経局　総理府統計局　農林省農経局

済 指 標 (その5)

小売物価	貿易物価指数		実質国民所得推計物価指数					
東京指数	輸出総平均	輸入総平均	消費者物価指数		総合消費財物価指数	生産財物価指数	総合物価指数	同左対前年比
			農村	都市				
昭27=100	昭32 = 100		昭 9 ～ 11 = 100					
—	—	—	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	—
—	—	—	289.2	255.5	269.0	340.5	286.9	—
100.0	—	—	305.7	266.1	382.0	350.6	299.2	104.3
103.5	—	—	327.8	286.2	302.8	355.3	315.9	105.6
106.9	—	—	354.2	301.8	322.8	342.7	327.8	103.8
102.4	—	—	363.5	297.1	323.7	337.2	327.1	99.8
102.1	103.3	99.7	365.3	298.6	325.3	367.0	335.8	102.7
104.4	100.0	100.0	373.8	307.9	334.2	381.1	346.0	103.0
103.2	91.0	88.2	373.2	306.4	333.1	346.7	336.5	97.3
102.9	94.8	85.3	376.9	309.7	336.6	350.0	340.1	101.1
105.7	96.3	85.0	383.0	320.7	345.6	353.4	347.6	102.2
			293.0	260.4	273.4	353.2	293.4	121.4
			309.7	267.8	284.6	348.1	300.5	102.4
			333.7	293.4	309.5	358.3	321.7	107.1
			358.6	300.7	323.8	336.8	327.1	101.7
102.6			363.0	296.5	323.1	340.3	327.4	100.1
104.2			367.4	300.5	327.3	376.8	339.7	103.8
103.3			373.8	308.1	334.4	373.1	344.1	101.8
103.4			373.6	306.9	333.5	344.0	336.1	97.7
103.4			378.4	311.9	338.5	352.0	341.8	101.7
106.4			385.1	324.5	348.7	356.0	350.5	102.5
112.4								

日本銀行統計局　　経済企画庁経済研究所

7-1-6 主 要 経 済 指 標 (その6)

年次又は年度	総人口			15歳以上		労働力		就業者	
	総数	15歳以上	15歳未満	労働力	非労働力	就業者	完全失業者	農林就業者	非農林就業者
基準年次又は単位	万								
昭 10									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28	8 676	5 690	2 984	3 957	1 733	3 912	45	1 690	2 222
29	8 803	5 794	3 005	4 020	1 771	3 962	59	1 650	2 312
30	8 906	5 906	3 001	4 156	1 750	4 088	68	1 686	2 402
31	8 998	6 040	2 966	4 235	1 805	4 172	63	1 645	2 527
32	9 076	6 175	2 916	4 336	1 839	4 284	52	1 607	2 677
33	9 158	6 307	2 873	4 368	1 939	4 312	56	1 547	2 765
34	9 246	6 457	2 821	4 428	2 029	4 370	58	1 537	2 833
35	9 325	6 567	2 798	4 515	2 052	4 472	43	1 492	2 979
36	9 409	6 615	2 794	4 550	2 085	4 511	39	1 410	3 096
(年 度)									
26									
27									
28	8 703	5 714	2 989	3 946	1 763	3 902	44	1 680	2 223
29	8 829	5 822	3 007	4 048	1 774	3 983	65	1 662	2 321
30	8 933	5 938	2 994	4 192	1 746	4 122	71	1 678	2 443
31	9 028	6 074	2 954	4 270	1 804	4 210	59	1 638	2 572
32	9 112	6 207	2 905	4 344	1 863	4 292	52	1 602	2 691
33	9 205	6 343	2 861	4 379	1 964	4 319	59	1 523	2 797
34	9 300	6 490	2 810	4 446	2 044	4 392	53	1 555	2 836
35	9 376	6 579	2 797	4 534	2 045	4 493	40	1 461	3 030
36	—	—	—	—	—	—	—	—	—

資料 総理府統計局「労働力調査」

指 標 (その6)

従業上の地位別就業者						実質賃金指数(規模30人以上)			労働時間	
農林			非農林			全産業	鉱業	製造業	全産業	製造業
業主	家族従業者	雇用者	業主	家族従業者	雇用者					
人						昭30=100			月当り時間	
									—	—
									—	—
									183.3	181.6
									181.8	183.3
									182.5	182.5
						—	—	—	189.3	189.0
						—	—	—	192.2	192.8
						86.9	92.8	91.5	192.5	194.4
558	1 074	58	480	309	1 433	92.9	97.5	96.2	194.4	196.7
549	1 045	57	498	332	1 481	94.0	92.9	95.3	193.6	195.9
556	1 074	53	514	333	1 553	100.0	100.0	100.0	194.8	198.0
562	1 021	62	520	326	1 679	107.1	108.9	108.9	199.3	204.4
559	979	69	535	332	1 808	108.7	122.2	109.3	198.3	202.9
549	952	46	519	316	1 928	112.5	126.1	112.3	198.0	201.4
552	930	54	519	303	2 007	118.1	128.0	119.5	200.1	204.7
547	887	59	537	306	2 132	121.8	132.1	124.5	202.7	207.0
514	844	52	526	298	2 269	129.0	137.5	132'2	201.0	203.5
557	1 064	59	479	310	1 434					
551	1 057	54	500	332	1 488					
561	1 060	57	520	334	1 586					
562	1 014	62	523	327	1 721					
555	982	64	528	326	1 834					
546	931	45	519	313	1 963					
557	944	54	523	303	2 007					
538	863	60	541	308	2 178					
—	—	—	—	—	—					

労働省官房統計調査部「勤労統計調査」

7-2 都道府県別統計

単位	面積 総面積	面積 耕地面積	人口	就業者数 全産業	就業者数 農林漁業	就業者数 鉱建設業 製造業	就業者数 商業サービス等	農 総生産額
	1 000 平方キロ 35-10-1	1 000 ヘクタール 35-2-1	1 000人 35-7-1					億 34
全国計	369.7	6 071	93 419	43 690	14 346	12 731	16 605	16 423
北海道	78.5	948	5 039	2 187	782	524	883	1 222
仙台 宮城	7.3	172	1 743	744	339	123	282	470
仙台 福島	13.8	210	2 051	930	480	176	273	586
仙台 岩手	15.1	167	1 449	694	392	103	199	354
仙台 青森	9.0	164	1 429	647	371	72	203	452
新潟 新潟	12.6	256	2 442	1 206	585	259	362	721
新潟 長野	13.5	187	1 981	1 033	499	234	301	555
新潟 山形	9.3	148	1 321	640	334	112	195	425
新潟 秋田	11.4	150	1 336	630	345	103	184	420
東京 東京	2.0	36	9 684	4 502	98	1 924	2 479	123
東京 神奈川	2.4	62	3 443	1 507	155	644	709	228
東京 埼玉	3.8	161	2 431	1 145	408	351	386	498
東京 群馬	6.0	121	1 578	765	327	205	232	389
東京 千葉	4.9	194	2 306	1 123	532	217	373	604
東京 茨城	6.1	227	2 047	1 030	579	173	278	694
東京 栃木	6.4	148	1 514	702	320	166	214	418
東京 山梨	4.3	50	782	377	164	99	115	169
名古屋 愛知	5.1	152	4 206	2 144	402	955	786	444
名古屋 岐阜	7.3	138	2 756	1 334	410	449	476	443
名古屋 三重	10.1	102	1 638	826	283	283	259	283
名古屋 福井	5.8	105	1 485	727	306	191	231	285
名古屋 石川	4.3	60	753	394	164	112	118	178
名古屋 富山	4.2	71	973	507	187	148	171	216
名古屋 静岡	4.0	87	1 033	519	209	146	164	270
大阪 大阪	1.8	45	5 505	2 529	110	1 232	1 187	201
大阪 兵庫	4.6	57	1 993	940	171	339	432	166
大阪 京都	8.3	127	3 906	1 789	363	660	766	444
大阪 滋賀	3.7	42	781	357	106	105	147	134
大阪 奈良	4.0	76	843	430	189	109	133	242
大阪 和歌山	4.7	49	1 002	452	158	123	171	177
広島 広島	8.4	112	2 184	1 067	347	316	404	369
広島 鳥取	3.5	52	599	298	143	50	106	154
広島 島根	6.6	75	889	445	238	68	138	194
広島 岡山	7.1	129	1 670	846	363	209	272	437
広島 山口	6.1	93	1 602	735	264	186	285	254
高松 香川	1.9	56	919	449	192	97	161	229
高松 徳島	4.1	52	847	393	183	80	130	189
高松 愛媛	5.7	86	1 501	655	286	144	227	296
高松 高知	7.1	60	855	427	218	71	140	168
福岡 福岡	4.9	130	4 007	1 623	355	534	734	424
福岡 岡崎	4.1	89	1 760	722	295	155	272	204
福岡 長崎	6.0	95	1 240	560	271	90	198	271
福岡 分賀	2.4	76	943	413	177	87	150	243
福岡 大佐	6.9	156	1 856	812	415	116	281	417
福岡 熊本	7.2	104	1 135	527	283	85	159	266
福岡 宮崎	9.1	194	1 963	910	548	110	253	499
福岡 鹿児島								
資料	自治省	農林省	総理府					農林省

県別統計

業 米生産額	建築着工	製造業 年間生産額	製造業 事業所数	商業 年間販売額	商業 商店数	全国銀行 予金残高	全国銀行 貸出残高	県民分配所得 所得額	県民分配所得 1人平均
円 年度	1 000 平方メートル 35年	億円 35年	1 所 35-12-31	億円 34-6～35-5	1 000店 35-6-1	億円 37-3-31	億円 37-3-31	億円 昭34年	千円 昭34年
8 665	61 461	132 204	43 927	225 761	1 153.1	104 595	100 402		
511	2 854	3 201	1 211	9 354	60.0	3 095	2 421	5 182	103.5
332	1 074	621	355	2 830	26.9	961	1 030	1 529	87.9
308	778	956	414	1 626	31.4	842	638	1 700	82.4
216	710	581	242	929	19.7	460	320	1 052	72.8
251	596	273	195	1 263	19.8	489	351	1 108	77.9
571	1 501	1 963	990	2 774	40.5	1 136	872	2 154	87.8
257	1 150	1 307	895	2 347	33.3	946	702	1 834	92.1
317	718	435	381	978	21.0	498	359	1 091	82.0
356	460	681	292	897	20.2	502	358	1 029	76.2
23	9 258	20 287	8 187	58 029	153.8	35 154	40 538	18 188	196.0
52	4 012	13 750	1 697	6 465	48.7	3 348	1 801	4 727	144.3
205	1 505	2 872	1 468	2 064	38.0	1 907	1 164	2 267	96.3
116	772	1 268	865	1 547	27.2	1 034	849	1 340	83.7
317	1 427	1 803	464	1 964	36.2	1 142	569	2 093	91.7
320	910	1 701	481	1 371	32.5	969	690	1 734	83.6
229	760	1 316	550	1 632	26.8	875	637	1 306	85.4
46	175	245	243	776	12.5	391	234	622	79.2
167	5 321	11 911	3 965	21 391	77.9	6 795	6 661	5 447	132.7
125	2 060	5 167	1 574	4 512	51.8	2 600	1 816	2 965	108.5
154	649	1 739	851	1 990	28.0	1 195	785	1 534	95.3
158	1 000	2 388	576	1 391	25.9	1 075	703	1 265	85.3
145	473	527	441	1 244	14.4	687	516	708	93.7
160	784	874	577	1 671	17.1	882	696	966	99.3
220	793	1 589	430	1 172	19.9	770	701	1 100	106.7
89	4 725	17 488	6 011	54 101	106.9	15 481	18 842	8 643	165.6
102	1 584	2 447	1 151	4 827	38.6	2 520	1 790	2 449	122.9
268	2 466	10 754	2 172	7 530	62.3	3 812	2 930	5 213	135.7
80	365	271	230	475	13.0	729	545	781	97.0
183	559	963	293	571	13.9	445	238	835	98.9
70	504	1 477	426	1 140	20.2	878	588	953	95.0
198	1 519	3 494	1 047	3 351	39.0	1 998	1 680	2 139	98.3
87	249	187	143	490	9.2	294	218	450	73.9
133	303	369	150	724	15.2	312	276	721	80.4
225	1 019	2 014	736	1 962	26.0	1 099	800	1 519	90.6
158	1 039	3 335	364	1 991	25.7	1 243	806	1 475	90.7
106	246	643	394	1 078	16.7	702	559	901	96.1
75	316	409	272	624	14.9	513	345	686	79.4
121	760	1 712	465	1 188	24.3	787	592	1 296	85.9
90	359	247	175	656	14.5	379	278	730	83.9
249	2 376	5 949	1 125	8 223	57.4	2 847	2 572	4 657	114.9
69	693	728	271	1 503	24.6	796	556	1 462	82.6
144	779	680	205	960	19.0	459	300	1 115	88.8
153	246	258	164	690	14.8	297	199	740	77.7
220	609	626	250	1 315	28.2	528	344	1 372	73.1
116	519	485	211	747	16.9	292	225	820	72.2
175	487	263	324	1 399	28.3	408	284	1 219	61.2
	建設省		通商産業省			日本銀行		経済企画庁	

8-1 自 動 車 関 係

物品税

物品税法（昭37.3.31 法律第48号）

種別	現行	推移			
	昭37法48号	昭36法37号	昭34法150号	昭28法41号	昭15法40号
イ 高級普通乗用車（軸距305cm又は気筒容積3,000ccを超えるもの）	イ…40%	50%	50%	30%	30%
ロ 普通乗用車（イ、ニ、ハに該当しないもの）	ロ…30%	30%	30%		
ハ 小型普通乗用四輪車（電気を動力源とするものにあつては輪距270cm以下にして幅170cm以下のもの。その他のものに在つては輪距270cm以下幅170cm以下にして気筒容量2,000cc以下又は4輪駆動式のもの）	ハ…20%	15%	15%	20%（軸距110吋以下）	20%
ニ 乗用3輪自動車及び自動自転車（自動自転車（モータークーター含み気筒容量90cc以下の原動機付自転車を除く）但し側車付自動自転車については乗用のものに限る）	ニ… 5%	5%	5%	5%	10%

参考条文
第1条（課税物件）
第3条（約税義務者）
第11条（課税標準）
第14条（税率）

関税

関税定率法（明43.

国定税率
(1) 自動車等
1. 自動車
(イ) 乗用自動車 40%
(ロ) バス 30%
(ハ) 貨物自動車 30%
(ニ) その他のもの
A 無線軌道式のもの
B その他のもの
2. 消防車、はしご車、除雪車、散水車、起重機車、照明車、工作車、レントゲン車、その他の特殊用途自動車 20%
3. 原動機つきのシヤーシー 30%
4. 車体
5. 部分品及附属品
(イ) シヤーシー 30%
(ロ) その他のもの 30%
6. フオークリフトトラツク、ブラツトフオームトラツク、その他作業用トラツク及びトラクター 20%
7. 2輪自動車及び原動機つきの自転車並にサイドカー 30%

第4条（課税価格）
課税標準価格は当該貨物輸出の際の通常の卸取引の量及び方法によつて販売される価格に輸出港における積込までに要する通常の費用並びに輸入港に到着するまでに要する通常の運賃及び保険料を加えた価格
第15条（特定用途免税）
第16条（外交官用貨物等の免税）

諸 税（その1） 国 税

単位：円

税

4.15 法律第54号）

(2) 石油等
1. 石油（原油に限る） 1キロリットル 530
※製油の原料に使用されるもの(37.3.31) 1キロリットル 320
2. 石油（原油を除く）及び石油製品
(イ) 石油
A 揮発油
a 航空機用のもの1キロリットル 3 370
b その他のもの 〃 2 150
B 灯油 〃 2 020
C 軽油 〃 1 890
D 重油及粗油
※製油の原料に使用されるもの(37.3.31) 〃 320
a 温度15° 比重0.9037以下 〃 820
b 〃 比重0.9037超～0.9273以下 630
c 〃 比重0.9273超 〃 570
E 潤滑油
a 温度15° 比重0.8494以下 20%
b その他のもの ※伸展油(37.3.31) 30%
F その他のもの 20%
(ロ) 石油製品
A グリース 30%
B その他のもの
a 温度15° 比重0.849以下 20%
b その他のもの 30%

揮発油税

揮発油税法（昭32.4. 6法律第55号）

課税標準	揮発油1キロリットルにつき
現行 昭36	22 100
法 38号	
昭34法109号	19 200
昭32	
経 法 55 号	14 800
昭30法104号	11 000
昭29法 45号	13 000
過 昭25法285号	11 000
昭24法 44号	従価 100%

第3条（納税義務者）
揮発油の製造業者はその製造場から移出した揮発油につき揮発油税を納める義務がある。
揮発油を保税地域から引取る者はその引取る揮発油につき揮発油税を納める義務がある。
第8条（課税標準）
第9条（税 率）
揮発油税の税率は、揮発油1キロリットルにつき22 100円とする。

地方道路税

地方道路税法 昭30.7.30法律第104号

課税標準	揮発油1キロリットルにつき
現行 昭36法 法39号	4 000
経 昭32法56号	3 500
過 昭30法104号	2 000

第1条（目 的）
第3条（課税標準）
第4条（税 率）
第7条（徴 収）

8-1 自 動 車 関 係

自動車税・軽自動車税（標準税率）

地方税法（昭25.7.31法律第226号） 4条2項7号

種別	現行 昭37法51号	経過 昭36法74号	昭33法54号	昭31法81号	昭29法95号	昭28法202号	昭25法226号
1. 乗用車							
普通車							
自家用							
軸距 3.048メートル以下	36 000	36 000	36 000	36 000	36 000	30 000	15 000
〃 超	60 000	60 000	60 000	60 000	60 000		
営業用							
軸距 3.048メートル以下	15 000	15 000	15 000	15 000	15 000	14 000	14 000
〃 超	30 000	30 000	30 000	30 000	30 000		
4輪以上の小型自動車							
自家用		16 000	16 000	16 000	16 000	7 200	4 500
総排気量 1リットル以下	12 000						
1リットルを超1.5リットル以下	14 000						
1.5リットル超	16 000						
営業用		8 000	8 000	8 000	8 000	4 200	3 000
総排気量 1リットル以下	6 000						
1リットルを超1.5リットル以下	7 000						
1.5リットル超	8 000						
2. トラック							
自家用	15 000	15 000	15 000	15 000	G 15 000 D 23 000	14 000	10 000
営業用			14 000	14 000	G 14 000 D 21 000		
3. バス							
主として観光貸切用	30 000	30 000	30 000	30 000	G 30 000 D 45 000	25 000	10 000
その他	40 000	14 000	14 000	14 000	G 14 000 D 21 000	14 000	
4. 3輪の小型自動車							
自家用	38 000	3 800	4 300	4 300	4 300	2 800	2 000
営業用			3 300	3 300	3 000		

〔注〕 Gは揮発油車
Dはその他

地方税法（昭25.7.31法律第226号）第5条2項3号

種別	税率
1. 原動機付自転車	
総排気量0.05リットル以下または定格出力0.6キロワット以下	500
総排気量0.05リットル超～0.09リットル以下または定格出力 0.6キロワット超～0.8キロワット以下	800
総排気量0.09リットル超または定格出力0.8キロワット超	1 000
2. 軽自動車	
2輪のもの	1 500
3輪のもの	2 000
4輪のもの 乗用	3 000
4輪のもの 貨物	2 500
3. 二輪の小型自動車	2 500

府県税条例準則（昭31自丁府発第41号）

トラック	
最大積載量1トン以下	5 000
1トン超～2トン以下	7 500
2トン超～3トン以下	10 000
3トン超～4トン以下	12 500
4トン超～5トン以下	15 000
5トン超～6トン以下	18 000
6トン超～7トン以下	21 000
7トン超～8トン以下	24 000
8トン超～20トン以下	最大積載量1トン増毎に4 000円加算
小型自動車に属するけん引車	6 200
普通自動車に属するけん引車	12 500
小型自動車に属する被けん引車	3 200
普通自動車に属する最大積載量が8トン以下の被けん引車	6 200
8トン超～20トン以下の被けん引車	最大積載量1トン増毎に4 000円加算

バス	主として観光貸切用	その他
乗車定員20人以下	20 000	11 500
30人超～40人以下	25 000	14 000
40人超～50人以下	30 000	16 500
50人超～60人以下	35 000	19 000
60人超人～70以下	40 000	21 500
70人超～80人以下	45 000	24 500
80人超	50 000	27 500

（注） 最大乗車定員が4人以上で乗用車に準ずるものについては当該年額にそれぞれ5 000円を加算。

3輪の小型自動車	3 800
3輪の小型自動車に属するけん引車	3 200

諸 税（その2） 地 方 税

単位：円

軽油引取税

地方税法（昭25.7.31法律第226号）700条

課税標準		軽油1キロリットルにつき
現行法	昭36法74号	12 500
経過	昭34法76号	10 400
経過	昭32法60号	8 000
経過	昭31法81号	6 000

地方税法
第700条（軽油引取税）
第700条の3（課税標準）
第700条の7（軽油引取税の税率）
第700条の10（軽油引取税の徴収方法）
第700条の11（軽油引取税の特別徴収）

自動車取得税

地方税法（昭25.7.31法律第226号）第259条

地方税法第259条
道府県は、道府県法定外普通税を新設し、又は変更しようとする場合はあらかじめ自治大臣の許可を受けなければならない。
現行（賦課府県及び税率）
愛媛県
取得価格の
営業用0.5％ 自家用0.75％
徳島県
3％
京都府
営業用2％ 自家用3％
和歌山県
2％

地方法人税

法人税法（昭22.3.31法律第28号）

（税率）
1. 特別法人 所得金額の$\frac{28}{100}$
2. その他の法人 所得金額のうち年200万以下の金額 $\frac{33}{100}$
所得金額のうち年200万を越える金額 $\frac{38}{100}$

（配当等に充てた所得に対する法人税率の特例）租税特別措置法第42条
1. 特別法人 軽減税率適用金額のうち $\frac{20}{100}$
2. その他の法人 軽減税率適用金額のうち
(イ) 年200万円以下の所得金額から成る部分の金額 $\frac{24}{100}$
(ロ) 年200万円以下の所得金額から成る部分の金額以外の金額 $\frac{28}{100}$

事業税

地方税法（昭25.7.31法律第226号）

1. 外形標準課税
収入金額の $\frac{15}{100}$
2. 所得課税
特別法人
所得のうち年100万円以下の金額の $\frac{6}{100}$
〃 年100万円を超える金額及び清算所得の $\frac{8}{100}$
その他の法人
所得のうち年100万円以下の金額の $\frac{6}{100}$
〃 年100万円を超え200万円以下の金額の $\frac{9}{100}$
〃 年200万円を超える金額及び清算所得の $\frac{12}{100}$

（注） 1の外形標準課税は、電気供給事業、ガス供給事業、生命保険事業又は損害保険事業を行う法人に適用される。

8－1　自動車関係諸税（その３）法定耐用年数

自動車関係耐用年数（抜萃）

固定資産の耐用年数に関する省令（昭和36年４月25日大蔵省令21号）

別表１

車りょう及び運搬具

特殊自動車

消防車、救急車、寝台車、レントゲン車、霊きゆう車、ふん尿車、じんかい車、散水車、放送宣伝車、タンク車、その他これに類するもの運送事業用のもの

小　型　車（総排気量が２リットル以下のもの）　3　年

そ　の　他

軽油使用のもの　4　年

その他のもの　5　年

そ　の　他

ロードローラー、タイヤローラー、ロードスタビライザー、タイヤドーザー、グレーダー、モータースクレーパー、ショベルローダー、ダンパー、モータースイーパー、クレーン車、ボールトレーラー、ロードスイーパー、工作修理車、砂利採取自動車、木材チップ製造自動車、コンプレッサートラック、トラックミキサー、アジテータートラック、除雪車、フォークリフト、農耕作業用又は土木作業用けん引車及びこれら以外のものでカタピラを有するもの　5　年

運送事業用又は都道府県公安委員会の指定を受けた自動車教習所用の車両及び運搬具（特殊自動車を除く）

貨物自動車（３輪車を除く）

小　型　車（積載量が２トン以下のものをいう）　3　年

その他のもの　4　年

軽油使用のもの　5　年

その他のもの　5　年

乗合自動車　5　年

乗用自動車（３輪車を除く）

タクシー

小型車（総排気量が２リットル以下のものをいう）　3　年

その他のもの　4　年

ハイヤーその他のもの

小型車（総排気量が２リットル以下のものをいう）

総排気量が0.5リットル以下のもの　3　年

その他のもの　4　年

その他のもの　5　年

自動３輪車　3　年

自動２輪車

総排気量が0.125リットル以下のもの　3　年

その他のもの　4　年

自　転　車　2　年

リ ヤ カ ー　3　年

牛馬車、荷車及びそり　4　年

そ　の　他

自走能力を有するもの　8　年

その他のもの　4　年

前掲するもの以外のもの

貨物自動車（３輪を除く）

総排気量が0.5リットル以下のもの　3　年

その他のもの

鉱業用、土石採取業用又は土木事業用のもの　5　年

その他のもの　6　年

乗合自動車　6　年

乗用自動車（３輪車を除く）

総排気量が0.5リットル以下のもので、外交用又は報道通信事業用のもの　3　年

報道通信事業用のもの（総排気量が0.5リットル以下のものを除く）　5　年

その他のもの　6　年

貨物３輪自動車

総排気量が0.5リットル以下のもの　3　年

その他のもの　4　年

乗用３輪自動車　4　年

自動２輪車

総排気量が0.125リットル以下のもの　3　年

その他のもの　5　年

自　転　車　2　年

リ ヤ カ ー　4　年

牛馬車、荷車及びそり　6　年

その他のもの

自走能力を有するもの

鉱業用、土石採取業用又は土木事業用のもの　8　年

その他のもの　10　年

その他のもの

鉱業用、土石採取業用又は土木事業用のもの　4　年

その他のもの　6　年

器具及び備品

運送用もの

シート、ロープ　2　年

共通的使用資産

容　　器

魚類輸送用のもの

金属製のもの　5　年

その他のもの　3　年

その他の輸送用のもの

金属製のもの　6　年

その他のもの　4　年

別表2

自動車修理設備	分 別	総 合
材料加工設備	16 年	
機械加工設備	15	16 年
仕上検査設備	16	
そ の 他	18	
貨物運送取扱業用荷役設備		
移動式荷役設備	9 年	
固定式運搬設備	15	13 年
そ の 他	18	

8－2　自動車のステツカー（検査標章）の見方

37年5月法律第106号で、道路運送車両法等の一部が改正になり、無検査自動車、無保険自動車の運行を排除するため「ステツカー」の制度が制定された。

検査標章の様式は下の図のようで、乗用車、バスは前面ガラスの内側中央上部に、貨物自動車は前面ガラスの内側左上部に前方から見易いようにはりつけておくのが建前であるが、運転者室又は前面ガラスのない自動車では、自動車の後面に取りつけられた自動車ナンバープレートの左上部にはりつけておかなければならない。

ステツカーには有効期間が表示されているが、その判別が容易なように有効期間が満了する年を地色で区別し、月を白色の数字で表示している。

ステツカーの地色は、昭和38年は青色、昭和39年は赤色、昭和40年は緑色、昭和41年は黄赤色となつており昭和42年以降は順次これを繰返えすこととなつている。

（表）

この部分の色が変る

（裏）

注意事項

1　検査標章は、前面ガラスの内側の運転者の視野を妨げない位置に確実にはりつけて下さい。

2　検査標章は、ぬらしたり、よごしたりしないように注意して下さい。

3　自動車検査証の有効期間の満了する前に必ず検査を受けて下さい。

自動車検査証
の有効期間の 昭和 39 年 3 月　日
満了する日

前面ガラスにはりつけるもの

（表）

この部分の色が変る

（裏面白紙）

自動車登録番号標又は車両番号標にはりつけるもの

8-3 自動車のナンバ

1. 登録自動車

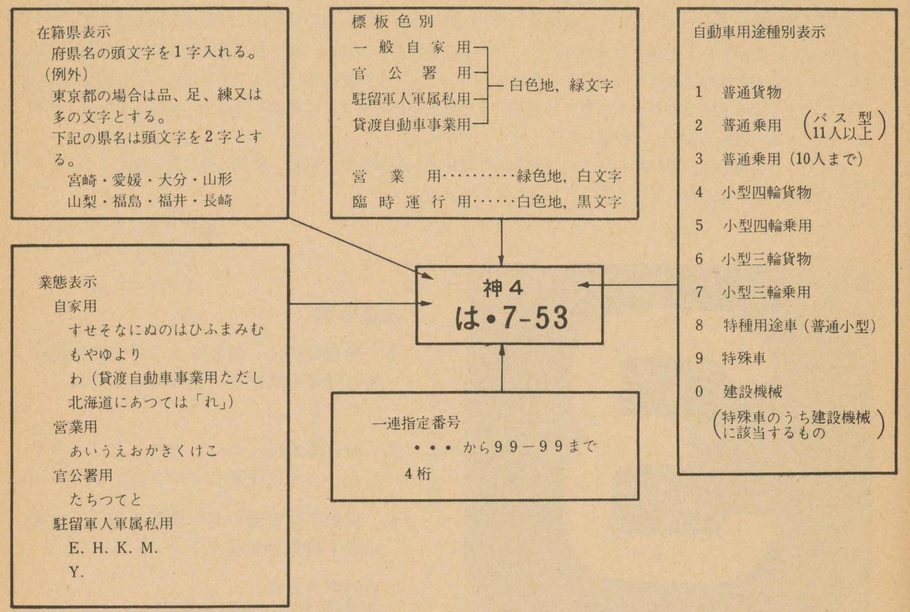

3 小型二輪自動車

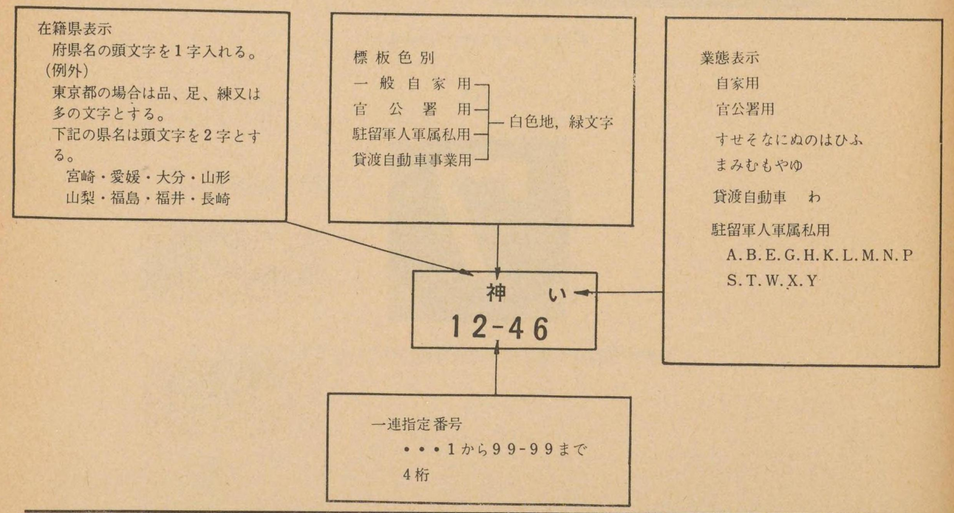

ープレートの見方

2. 軽自動車及び小型二輪車

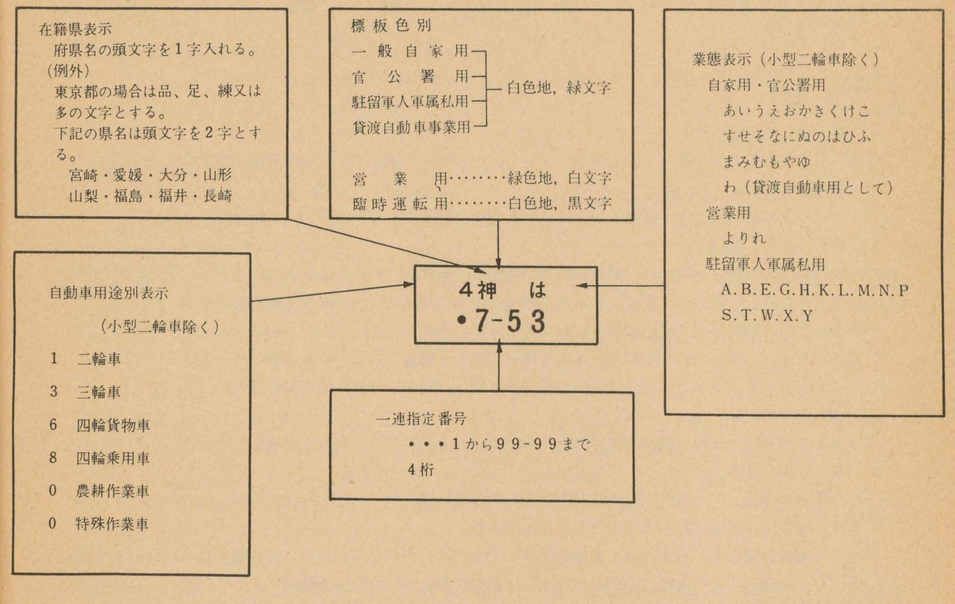

4. 臨時運行許可番号標

一般臨時運行用
(赤線一本)

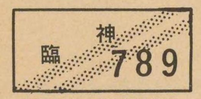

登録自動車 臨時運行用
(赤線二本)

陸運局長許可臨時運行用
販売店使用 (赤枠)

5. 車両番号標

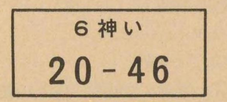

軽自動車車両番号標
(枠なし)

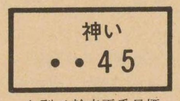

小型二輪車両番号標
(緑枠)

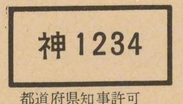

都道府県知事許可
小型二輪
軽自動車　臨時運転用
(赤枠)

その他

領 事，団 用
(青地白字)

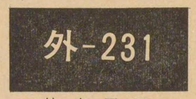

外 交 団 用
(青地白字)

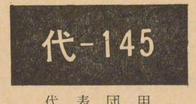

代 表 団 用
(青地白字)

8-4 用 語 の 解 説

(1) 〔輸 送〕

1. 輸 送 人 員
   バスまたは乗用車が輸送した人の数であるが、この場合、職業としての運転者や車掌は含まない。
2. 輸 送 ト ン 数
   トラックが輸送した物の重量をトンで表わした数であるが、この場合、人の輸送は含まない。
3. 輸送人キロと輸送トンキロ
   輸送人員と輸送トン数には、輸送した人の数や物の量はあらわされるが、この場合には輸送距離の概念が含まれない。したがつて仮りに、1トンの物を1キロ輸送しても100キロ輸送しても同じ1トンとしてあらわされ、輸送活動のすべてをあらわすためには、これらの他に、人キロおよびトンキロという単位が必要になる。人キロで説明すれば、4人を乗せて20キロ輸送すれば、4人×20キロ＝80人キロとなる。
   この人キロとトンキロによれば、輸送機関相互間の比較がより適切に行われる。
4. 走 行 キ ロ
   自動車が走つた実際の距離をキロメートルであらわしたもので、物や人を輸送したかどうかを問わない。
5. 実 働 率
   全車両のうち、どれだけの自動車が実働したかの割り合いをパーセントであらわしたもので、実働延べ日車を実在延べ日車で割つて100倍したものである。
   この場合、実在延べ日車とは、登録を受けて実際に走行できる状態にある自動車が延べ日数にして何両あつたかということであり、実働延べ日車とは実際に貨物または旅客を輸送するために延べ日数にして何両走行したかということである。（1日を単位として考え、輸送走行の距離・回数を問わない。）

(2) 〔事 業〕

自動車運送事業は旅客運送事業と貨物運送事業に分けられるが、この他通運事業もトラック輸送を行つているので、その点では貨物運送事業とみなされる。

1. 旅客運送事業（バス事業・ハイヤー・タクシー事業）
   (1) 一般乗合旅客自動車運送事業（乗合バス事業）
   路線を定めて、定期にバスを運行し、通常、停留所で旅客を乗降させるバス事業である。
   (2) 一般貸切旅客自動車運送事業（貸切バス事業）
   バスを貸切つて旅客を運送する事業である。主として団体旅客を対象として、一般には「観光」バスと呼ばれている。
   (3) 一般乗用旅客自動車運送事業（ハイヤー・タクシー業）
   乗用車で旅客を運送する事業である。ハイヤーは、営業所で旅客を待ち、タクシーは街を流して旅客を乗せる点で、一般にはこの両者が区別されているが、法律ではこの両者は一つの事業とみて区別はない。
2. 貨物運送事業
   (1) 一般路線貨物自動車運送事業（路線トラック事業）
   路線を定めて、定期にトラックを運行し、通常多数の顧客の貨物を積合せて運送を行うトラック事業である。
   このようなトラック事業を以前は、「区間事業」または「積合せ事業」と呼んだ。また、路線事業に使うトラックを「定期便トラック」という呼び名もある。
   (2) 一般区域貨物自動車運送事業（区域トラック事業）
   定められた区域内、またはその区域に発着する貨物を輸送するトラック事業である。
   このような事業を、以前は「貸切事業」と呼んだこともあつた。また、一般には、このような区域輸送を古くから「地場輸送」と呼び、そのトラックを「地場トラック」と呼んでいる。
   (3) 一般小型貨物自動車運送事業（小型トラック事業）
   事業の内容は、(2)の区域トラック事業と同じであるが、法律では、運送するトラックが小型トラック（通常2トン以下）の場合に、この種の事業の種別を認めた。
3. 一般運送事業と特定運送事業
   旅客運送事業にも貨物運送事業にも、一般運送事業と特定運送事業との種別がある。前者は不特定多数の旅客または貨物を運送の対象にしているもので英語の Common Carrier に当るが、後者は特定の旅客（例えばA幼稚園の園児）または、特定の顧客貨物（例えば郵政省の郵便物）を対象としているもので、英語の Contract carrier に当る。
4. 通 運 事 業
   (1) 顧客と鉄道の間に立つて、鉄道貨物輸送を引受け、または引渡したり（取扱業務）、貨物を積み卸したり、鉄道輸送の両端と顧客との間の運送（集配輸送）をする事業である。
   このような事業を以前は、鉄道を大運送業と呼んだのに対して、「小運送業」と呼んでいた。
   通運事業は、「通運事業法」による規制をうけているが、集配輸送にトラックを使うから、同時に「道路運送法」による規制をうけている。
   (2) 旧業者・新規業者・複数化駅
   この事業は、昭和12年に「小運送業法」の規制をうけて、小運送業者となり、小企業乱立の業界は、遂次統合されて、ほぼ「1駅1店」の業界ができた。この時代からの事業者を一括して旧業者と呼んでいる。
   昭和24年、通運事業法成立の頃から、大きな貨物駅には、新しい事業者が登場し、業界は公正競争体制に入つた。これ以後に誕生した事業者を一括して新規業者と呼んでいる。
   これら新規業者の登場によつて「1駅1店」が「1駅複数店」に変つたが、これらの貨物駅が複数化駅である。
   (3) 通運計算事業
   通運事業は、鉄道の貨物輸送の両端業務を行つているから、両端の事業者相互は隔地間の取引関係が生じ、相互に貸借関係ができる。これら通運事業者の間に立つてその貸借を清算する事業が通運計算事業である。
5. 限 定 事 業 者
   バス事業、トラック事業および通運事業には、限定事業者という種別がある。
   これらは、運送の対象を旅客の場合には、「駐留軍人とその家族に限る」とか、貨物の場合には「石炭に限る」というように、一定の条件をつけた運送を行う事業者である。
6. 運行管理者・整備管理者・整備責任者
   「道路運送法」と「道路運送車両法」では、自動車の運行と整備との両面で、一定の規模の事業者に、事業所ごとにそれぞれ責任者を選任し、陸運局長に届出ることにしている。
   (1) 運行管理者

運送事業者の動車に無理のない運行を行なわせ乗務員の指導監督に当る者である。

(2) 整備管理者

運送事業者（および自家用自動車の使用車の一部）の自動車が安全に走れるように、自動者の整備の権限をもち、技術管理のできる者である。

整備管理者になるためには、例えば国で行う自動車整備士試験のうち運輸省令で定める種類に合格するというような一定の資格がいる。

(3) 整備責任者

ドライブ・クラブは事業としては、自動車貸渡事業と呼ばれ、自動車運送事業者とは異るから、ドライブ・クラブで(2)に属されないものの一部の場合には整備の責任に当る者を整備責任者と呼んでいる。

7. 自動車ターミナルとターミナル事業

トラツクやバスの路線輸送にとつては、都市交通の混乱や、事業の合理化をはかるため、鉄道駅のような貨物や旅客の「自動車駅」がつくられてきた。これらが「自動車ターミナル」である。ターミナルには、会社が自己の自動車のために使用する「専用自動車ターミナル」が多いが、一般の自動車を対象にしたものが一般自動車ターミナルであり、これを事業として行なうものが「自動車ターミナル事業」である。これらターミナルのために、「自動車ターミナル法」がある。

8. 自動車整備事業

(1) 自動車分解整備事業

自動車は、人や物を輸送する便利な交通機関であるが、どこか故障して安全性が失われれば、人や物に損害を及ぼしかねない。そこで保安基準が設けられ、これに適合しなければ、運行することはできないことになつている。自動車をこの基準に合わせて整備する事業が自動車分解整備事業であり、「道路運送車両法」で陸運局長の認証を受けねばならぬことになつている。

この他、自動車分解整備事業とは別に、例えばボデーを傷けたり、バツテリーが故障した時など、自動車を部分的に修理したり、改良したりする整備事業もある。

(2) 優良自動車整備事業者

(1)の自動車整備事業のうち、優良な設備技術および管理組織をもつ事業場ごとに運輸大臣が認定する整備事業者である。

(3) 指定自動車整備事業

優良自動車整備事業者の認定を受けた自動車分解整備事業者であつて、国が行なう自動車の検査と同等以上の検査能力を有する者について陸運局長が指定するものである。

(4) 検査主任者

自動車分解整備事業者が、自動車整備の後完成検査をする場合の主任者で、例えば自動車の2級整備士合格者というような高い資格をもたねばならない。

(3)〔車　両〕

1. 自動車の種別（形状による種別）

自動車はその形状によつて、次の5つに分けられる。

(1) トラツク
(2) バ　ス
(3) 乗用車
(4) 特種用途車
(5) 特殊車

このうち、特種用途車というのは、緊急自動車（救急車、消防車など）タンクローリー、コンクリートミキサー、冷凍車などのように、特種の用途に使用される自動車であり、特殊車というのは、ロードローラーや、ホークリフトのように、特殊の構造をした自動車である。なお、ライトバンはトラツクに入る。

2. 自動車の種別（大きさによる種別）

自動車は大きさによつて次の3つに分けられる。

(1) 普通車
(2) 小型車
(3) 軽自動車

これらを区別する大きさは、一定の長さ、巾、高さや原動機の総排気量などであり、そのいずれか1つをみたしたものがより大きな車種に入る。

総排気量でみれば、2000 cc をこえれば普通車に、360 cc をこえれば小型車に入る。

したがつて、オートバイでも小型車に入るものがあり、4輪自動車でも軽自動車がある。しかし、軽自動車の多くは、オートバイ、スクーターなどとみてよい。

なお、原動機付自転車は、軽自動車にも入らない。

3. 登録自動車と保有自動車

わが国においても、外交団の自動車など特別な自動車を除き、一般に、自動車は登録原簿に登録され、ナンバーをつけなければ道路を走行できない。

軽自動車や小型2輪自動車では、登録を必要としないで、届出を行うことによつて道路を走行できる。

登録自動車数というときには、軽自動車や、小型2輪自動車は含まれない。

そしてこれら軽自動車などを含んだ総自動車数を保有自動車数とよんでいる。

4. 自動車の種別（業態別による種別）

自動車は、業態別には、営業用車（または事業用車）と自家用車に分けられる。営業用車は、他人の求めに応じた輸送を職業とする者の自動車で、トラツク事業者、通運事業者、バス事業者、およびハイヤー・タクシー事業者などの自動車である。

自家用車は上記営業用車以外のものとみてよい。

5. そ の 他

(1) けん引車と被けん引車

被けん引車は、一般にトレーラーといわれる、原動機なしの車体だけの車であり、けん引車は、トレーラーを引つぱるトラクターである。

(2) 商品自動車

保険統計に商品自動車という用語があるが、これは、登録または届出を行なう以前の「輸送用でない商品としての自動車」である。これらは道路を運行できないが、臨時運行の仮ナンバーをつければ、走ることができる。

(3) トロリーバスは「道路運送車両法」による自動車ではなく、無軌条電車と呼ばれている。

(4) 防衛庁が使用する自動車は原則的に武器として扱われているから登録自動車には入つていない。

(4)〔道　路〕

1. わが国の道路は、「道路法」では高速自動車国道をはじめ、次にのべる5種に分けられていて、これらは道路だけでなく、橋、トンネル、渡船などの付属施設も含ませているが、われわれが一般に道路と呼んで使用しているものは、「道路法」の国道および地方道より範囲が広い。

「道路運送法」には、自動車だけが通行する自動車道という特殊な道路がある。その他にも林道、農業

用道路、公園道、園路等の道路がある。また、港湾、漁港等の施設にも人や自動車の通る道があり、さらに私道といつて、私有地内の道もある。これら林道以下の道路を、例えば「道路交通法」では「一般交通の用に供するその他の場所」と呼んでいる。

2. 以下に、国道・地方道および自動車道について解説する。

(1) 高速自動車国道

自動車だけが高速で走る主要幹線道路で、「高速自動車国道法」をはじめ、いくつかの法律で規定されている。名古屋、神戸間で建設されているものの他、東海道、中央道等の建設が予定されている。

これらの道路は、インターチエンヂの他は出入りができず、すべて立体交叉になつていて、中央に分離帯があるなど、自動車の高速運転に適する特殊な構造になつている。ドイツのアウトバーン、アメリカのエツクスプレスウエイやフリーウエイなどと同様なものと考えてよい。

(2) 1級国道

わが国の主要都市を結ぶ幹線道路で、政令で指定したもの。東京、大阪間（東海道）の1号線以下、57の路線がある。（37年5月の政令で、13路線が追加された)。高速自動車国道を国鉄の新幹線とみれば、1級国道は、東海道本線以下の主要本線に近い。

(3) 2級国道

1級国道と同じく、都府県にまたがる国の幹線道路で政令で指定したもの。青森、能代間の101号線以下170の路線がある。（37年5月の政令で約30線が追加された)。

(4) 都道府県道

地方的な幹線道路網をつくる道路で、都道府県知事がその区域内の路線を認定したもの。都道府県道のうち、主要な幹線的性格をもつものについては、とくに建設大臣が指定し、これを主要な都道府県道といつている。

(5) 市町村道

市町村長が、その区域内の道路を認定したもの。(4)と同様に主要な市道があり、主要都道府県道とあわせて一般に主要地方道と呼ばれている。

(6) 自動車道

「道路運送法」の自動車道は、自動車だけが通行する道路で、一般自動車道と、専用自動車道とがある。運輸、建設両大臣の免許をうけて事業を行うことになつている。

一般自動車道は、一般の自動車が通行するもので、（一部を除いて）有料道路である。

専用自動車道は、自己の自動車（その事業者のバス）だけを通行させる目的で建設したもので、国鉄の白棚線はその例である。

3. そ の 他

(1) 街　　路

街路という用語は法律では認められていないが、都市計画地域で整備の対象になるものである。これらは、道路整備事業としてでなく都市計画事業として行われる。

(2) 有料道路

道路は一般には、無料で通行できるが、特殊な道路は有料になつている。

一般自動車道が一部を除いて有料であることは、2-(6)で述べたが、いくつかの道路公団や地方公共団体が建設している国道や地方道――例えば、関門トンネル、若戸大橋、明石フエリー、横浜バイパスなど――も有料道路になつている。

(5) 〔自動車の分類基準〕

自動車の種別	自動車の構造及び原動機	自動車の大きさ 長さ	幅	高さ
普通自動車	小型自動車、軽自動車及び特殊自動車以外の自動車			
小型自動車	四輪以上の自動車及び被けん引自動車で、自動車の大きさが右欄に該当するもののうち軽自動車及び特殊自動車以外のもの〔内燃機関（ジーゼル機関を除く）を原動機とする自動車にあつては、その総排気量が2,000リツトル以下のものに限る〕 二輪自動車（側車付二輪自動車を含む）及び三輪自動車で軽自動車及び特殊自動車以外のもの	4.70メートル以下	1.70メートル以下	2.00メートル以下
軽自動車	二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）以外の自動車及び被けん引自動車で自動車の大きさが右欄に該当するもの（内燃機関を原動機とする自動車にあつては、その総排気量が0.360リツトル以下のものに限る）	3.00メートル以下	1.30メートル以下	2.00メートル以下
	二輪自動車側車付（二輪自動車を含む。）で自動車の大きさが右欄に該当するもの（内燃機関を原動機とする自動車にあつては、その総排気量が0.250リツトル以下のものに限る）	2.50メートル以下	1.30メートル以下	2.00メートル以下
	農耕作業用自動車及び陸運局長の指定する特殊作業用自動車で自動車の大きさが右欄に該当するもののうち最高速度15キロメートル毎時以下のもの（内燃機関を原動機とする自動車にあつては、その総排気量が1.50リツトル以下のものに限る）	4.70メートル以下	1.70メートル以下	2.00メートル以下
特殊自動車	カタビラを有する自動車、ロード・ローラ、タイヤ・ローラロード・スタビライザ、タイヤ・ドーザ、グレーダ、スクレーパ、シヨベル・ローダ、ダンパ、モータ・スイーパ、ホーク・リフト、ホイール・クレーン、ポール・トレーラ、農耕作業用けん引自動車及び土木作業用けん引自動車で軽自動車以外のもの並びに運輸大臣の指定する自動車			

8-5 削 除 統 計 表 一 覧

1. （5） 車名別、年式別、自動車数
2. （47） 一般自動車道使用料金表
3. （49） 有料道路料金表
4. （78） 政府の自動車損害賠償責任再保険事業概況
5. （81） 自家保障者陸運局保有車両数
6. （87） 自動車損害賠償責任保険共同査定事務所の保険金査定状況

8-6 改正統計表名新旧対照表

項目番号	新統計表名	旧項目番号	旧統計表名
2—3—1	通運事業取扱、積卸しおよび集配量の推移	34	通運事業の推移
2—3—2	通運事業取扱量		
3—1—4	陸運局別通運事業者数		
2—3—5	通運事業取扱、積卸しおよび集配量	36	業態別の通運事業現況
2—3—6	通運事業運搬具別集配量(および運搬具数)	19	一般乗合旅客自動車運送事業免許キロ運行キロ推移
2—3—7	通運事業荷役別作業量		
3—1—2	免許キロ運行キロ別運送事業者の推移	31	一般路線貨物
3—1—6	長距離運行系統路線の現況	20	一般乗合旅客自動車運送事業長距離運行現況
		32	一般路線貨物 〃
3—1—8	通運事業者の複数化の現況	35	陸運局別通運事業現況
3—1—9	事業別収入	13	府県別旅客自動車輸送量
3—1—10	事業別監理件数の推移（免許関係）	17	旅客自動車運送事業免許関係件数推移
		29	貨物 〃
3—1—11	事業別管理件数	18	旅客自動車運送事業監理関係件数
		30	貨物 〃
3—2—1	事業者運賃料金の推移	21	旅客運賃の推移
		33	貨物 〃 と現況
3—2—2	事業者運賃・料金の現況	21—3	現行ハイヤ・タクシ運賃
		33—2	現行路線事業運賃料金
		33—3	現行区域 〃
3—2—3	トラックおよび鉄道運賃の比較	33	貨物運賃推移と現況
3—3—4	事業別運転者の現況	76	事業用自動車運転者の実態
3—3—5	通運事業従業員の現況	36	業態別通運事業現況
3—3—7	種類別自動車整備士数の推移	66	自動車整備士数
3—4—1	産業別財務指数	56	道路交通事業と主要産業との財務比率
4—1—1	保有自動車数の推移	2	保有自動車数の構成推移
4—1—2			
4—1—3	保有自動車の増減の推移	3	保有自動車の増加傾向推移
5—1—5	都道府県別道路延長	42	都道府県別道路普及率
6—1—1	種類別事故件数の推移	68	事故比較
6—1—2	第一原因別交通事故件数の推移		
6—1—4	営業用自動車による事故件数の推移	73	事業用自動車の重大事故類別件数及び死傷者数
	〃	74	〃 原因別件数
	〃	75	車両欠陥による営業用自動車の重大事故件数
6—1—6	原因別交通事故の現況	69	交通事故原因現況
6—1—7	業態別、車種別交通事故発生現況	70	自家用と営業用自動車の交通事故発生状況
6—1—9	発生状況別交通事故の現況	72	自動車による交通事故発生時の状況
6—1—11	主要国における自動車事故死傷者数推移	68	事故比較
6—2—2	自動車損害賠償責任保険の車種別契約件数の推移	80	車種別契約車両数

自動車統計年報（略称茶色年報）（昭和37年版）

昭和37年12月25日発行　　非売品

編集発行　運輸省自動車局総務課
東京都新宿区四谷1丁目四谷駅構内
電　話（351）1225～1227番
昭和38年2月上旬に下記に移転予定
東京都千代田区丸の内1丁目東京駅2階
電　話（211）4211（大代）内線　番

印刷所　吉田作治商店東京支店
東京都台東区浅草鳥越2－4

4L-93

集約済
685.5-U628z
1200400329134
O
複写